

# 主な保険用語のご説明

保 険 用 語		ご 説 明
か	介 護 年 金	被保険者が所定の特定要介護状態になり、かつその状態が180日継続し、回復の見込みがないときに、毎年お支払いするお金のことをいいます。
	介 護 保 険 金	被保険者が所定の特定要介護状態になり、かつその状態が180日継続し、回復の見込みがないときに、お支払いするお金のことをいいます。
き	給 付 金	被保険者が災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、または手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
け	契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、保険王プラスにお申込みの場合、契約成立日を責任開始の日を含む月の翌月1日とします。
	契 約 成 立 日 の 応 当 日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この場合、被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。 〔例〕24歳7か月の被保険者の契約年齢は25歳となります。 また、ご契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一定款・約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、ご契約時においては契約年齢を、またご契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します。）。
こ	告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことについて当社に書面にてお知らせ（告知）していただけます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社にご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
	指 定 代 理 請 求 人	保険金等受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって保険金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	保険金、給付金、年金などが支払われる条件のことをいいます。
	死 亡 ・ 高 度 障 害 年 金	被保険者が死亡、高度障害状態になられた時以後、所定の期間にわたり毎年お支払いするお金のことをいいます。
	死 亡 ・ 高 度 障 害 保 険 金	被保険者が死亡、高度障害状態になられた場合にお支払いするお金のことをいいます。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

保 険 用 語		ご 説 明
し	社員配当金	資産の運用成果により毎年の決算で生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。
	主契約と特約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査	診査扱のご契約をお申込みの場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。 また、職場の定期健康診断書の内容証明に基づく方法、生命保険面接士の観察報告による方法等もあります。
せ	責任開始の時(責任開始期)と責任開始の日	当社が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責任準備金	将来の保険金などを支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料相当額	お申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
つ	積立金	将来、給付金を支払うために、積立利率等に基づいて計算する積立保険の責任準備金をいいます。
て	定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
と	特定生活障害年金	被保険者が所定の特定生活障害状態になられた時以後、所定の期間にわたり毎年お支払いするお金のことをいいます。
は	払込期月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○半年払契約の場合は、契約成立日の応当日（半年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険期間開始の時(保険期間の始期)	新がん保険（返戻金なし型）および生活習慣病保険（返戻金なし型）において、第1回保険料相当額のお払込みがあった時（告知前にお払込みがあったときは告知の時）を指します。
	保険金(年金、給付金)受取人	保険金（年金、給付金）を受取る人のことをいいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 年 度	契約成立日または毎年の契約成立日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日の前日までをいいます。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものです。